

検証・評価・企画委員会（産業財産権分野）第3回における論点についての意見

2019年2月22日

明治大学専門職大学院法務研究科教授 高倉成男

1. 論点1について（知財法曹人材の養成）

司法試験には基本科目のほか、選択科目があり、受験生は労働法、経済法、知的財産法など8つの専門法の中から1つを選択して受験することになっている。この選択科目制度は、知財法曹人材等の養成に一定の役割を果たしてきたと評価することができる。

ところが、現在、法科大学院・法曹養成制度改革の一環として、選択科目制度の廃止が提案されている。この提案は、社会が求める多様な専門法曹人材の養成という法科大学院制度の理念に反するおそれがある。十分慎重な議論が必要である。

2. 論点2について（国研等の研究人材に対する「研究成果のビジネス化」支援）

(1) ビジネスプラン作成スキル教育プログラム

米国のNIH（国立衛生研究所）には、研究者のための教育機関があり、研究者はビジネスプランを作成するスキルなどを学ぶことができる。我が国でもこれを実施するのはどうか。もっとも個々の機関にこのプログラムを用意することは現実的ではなく、特定の大学又は公的機関にプログラム（例えば「夏季集中コース」）を用意し、これを全国の国研または公設試等の研究人材が学べるようにすることが考えられる。

(2) 研究職の休職制度の緩和

国研等に勤務する研究者がみずからの研究成果を事業化することが推奨されるが、実際には失敗のリスクが高く、退職には躊躇があると思われる。そこで、3年乃至5年の休職の後、元の職場に戻れるようにするのはどうか。研究職の休職制度を一定の条件下で緩和することが考えられる。

3. 論点3について（外国における権利行使の合理化・容易化）

ハーグ国際私法議では、外国裁判所の判決の承認及び執行に関する議論が本格化している。今後、我が国企業が外国において知財訴訟の当事者になるケースは増えていくと思われる。企業のグローバル経営を支援する知財エンフォースメントシステムの整備の観点から、知的財産戦略本部も今後の検討課題の1つとして注視しておくべきである。